

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2021年12月23日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所

札幌市北区麻生町3丁目5-5  
芝生のアパートSK103号

電話番号 011-788-2563

特定非営利活動法人  
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ  
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第20-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	総合	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	栗山いちい認定こども園			
設置者名称	社会福祉法人 水の会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2021年4月26日	～	2021年12月23日	
利用者調査実施時期	2021年5月14日	～	2021年6月25日	
訪問調査日	2021年9月10日			
評価合議日	2021年11月20日			
評価結果報告日	2021年12月23日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：社会福祉法人 水の会

代表者氏名：理事長 小林 信子

所在地：〒060-0063 札幌市中央区南3条西1丁目1番地 南3西1ビル5階 TEL011-205-0341

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、遊びと学びを大切にした保育

当園は福祉のまちづくりに取り組んでいる栗山町の中心部にあり、近くには役場、小学校や図書館、プール、児童センター、公園、夕張川河畔、畑や田んぼなどがあり、保育環境や自然環境に恵まれている。広い園庭には樹木や築山などがあり、自然の中で子どもが積極的に遊べる環境づくりをしている。

法人設立の理念「自然から学ぶ」に基づき、園庭や近くの公園などに行き、色々な自然に触れたり、木の実を使ったままごと遊び、ごっこ遊びをするなどして、自然物を使って遊ぶ楽しさを感じたり、虫や草花へ興味を持って触れる中で、命の大切さに気づけるようにしたり、発見したことや不思議に思ったことを保育者と一緒に調べたり、自分で調べるなど関心を広げながら、遊びと学びを大切にした子供の視点に立つ保育を実践している。

2、保育実践の積み重ねを通じた園内研究

園内研究は、法人設立の理念「自然から学ぶ」のもと子どもたちが主体的に遊びに取り組むことをねらいとしている。毎年、ねらいにそってテーマを決めて、保育観察やビデオ等で保育実践の振り返りを行っている。保育を行っている様子を保育者が互いに確認し合ったり自分の保育について話し合ったりして保育実践を積み重ねている。日々の保育に生かせるように、今年度は「子どもの育ちや発達にあった活動」をテーマにしている。保育者が学び合い保育の質の向上につなげている。

### 3、感染症への基本的徹底対応から保護者と子どものための感染症対応ゾーニング

行政や関係機関と感染症対応の情報交換を密に行っている。全職員間で基本的な手順の徹底確認を行い、子どもの生活空間のみならず職員室内の亚克力板の仕切りや座席の空間拡大の徹底等と園舎全体に対応を行っている。登園・降園時を通じた子どもの園生活の保護者理解のために、感染症対策の保護者への周知・理解を得て、常に新型コロナ禍状況の情報確認を行いながら、保護者の入室可能域を玄関のみならず保育室が見わたせる廊下まで広くゾーニングを行う工夫に取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

##### 1、中・長期計画の策定

理念や保育方針の実現に向けた組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と職員の育成などについて、組織として方向性を示して、目標を達成するため中・長期計画（令和3年度から令和7年度）を策定している。年度ごとの具体的な数値目標が未設定の計画があるので、数値目標や具体的成果を盛り込み、実施状況が評価できる計画の策定が望まれる。

##### 2、本園の特色を生かした全体的な計画の編成

全体的な計画は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育と関連づけて作成して、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」という乳児保育の視点とともに、養護と教育の一体性を幼児保育へとつなげている。

園周辺は公園や小学校、児童センター、図書館などがあり恵まれた環境を保育に取り入れている。町福祉課、子ども発達支援センター、町子育て支援センターなどと連携し、子どもの育ちを支える保育環境を整えている。地域の子育て支援は、地域の実態を考慮して地域開放事業として行っている。このような本園が取り組んでいる地域の特色を生かして、保育が実践できるような全体的な計画を編成することが望まれる。

##### 3、専門性を活かして子育て支援を意識したアセスメントから指導計画策定へ

保護者に対する園の専門性を活かした支援として、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられる子育て支援が期待されている。入所時には子どもと保護者へのアセスメントを行い子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し「全体的な計画・指導計画」をもとに指導計画の策定に取り組んでいる。その後、子ども視点のアセスメントから「全体的な計画・指導計画」をもとに指導計画の策定を行っている。その子ども視点のアセスメントを大事にしながら、アセスメントを保護者の子育てにおけるニーズ等の把握まで広げて、個々の保護者の子育て支援につながる保育計画策定に向け、保護者の意向把握と同意等の手順の再検討に取り組むことが期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

認定こども園として初めての受審を通して運営や保育について振り返る機会を頂き、気づきや学ぶことが多くありました。また、客観的な目でご指導いただき、改善点が確認できたことは大きな収穫となりました。今回、高い評価を頂いた項目については今後も継続していき、改善を期待された項目については課題として改善に取り組み、質の高い保育サービスの提供を心がけてまいります。

地域の特色を生かしながら『子どもの視点に立つ保育』を保育の柱に、地域の子どもたちを育みながら運営を行っていきたいと考えております。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 3 年 5 月 31 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 水の会		
事業所名 (施設名)	栗山いちい認定こども園	事業種別	保育所
所在地	〒 069-1511 北海道夕張郡栗山町中央3丁目309番地5		
電 話	0123-72-1572		
F A X	0123-72-1633		
E-mail	kuriyama@mizunokai.ed.jp		
U R L	http://www.mizunokai.ed.jp/		
施設長氏名	福士 由香里		
調査対応ご担当者	福士 由香里 (所属、職名： 園長 福士 由香里)		
利用定員	100 名	開設年	令和 2 年 4 月 1 日
<p><b>理念・基本方針</b>  <b>【設立の理念～自然から学ぶ～】</b> 恵まれた自然環境を活かして法人の設立理念である「自然から学ぶ」をもとに、人格形成の基礎を培うべき乳幼児期に集団生活を通して「受動的な活動」となる約束事など集団生活を育む上で欠かすことのできない指導的側面と、子どもが興味関心を持ち自ら遊びや活動に取り組む「能動的な活動」の両方を大切にする保育を通して発達バランスの良い子どもに育ててほしいと願っています。  <b>【教育・保育方針】</b>  「子どもの視点に立つ保育」を教育・保育方針とし「子どものありのままを受け入れる」「育ちを見守る」「子ども主体の保育」の3つを大切にし0歳から6歳までの子どもが生活を共にする集団生活を通して「心情」「意欲」「態度」といった内面を育むことを目的として保育を行っています。</p>			
<p><b>施設・事業所の特徴的な取組：</b>  運動会や発表会はストーリー性を持たせ、子ども達が楽しく意欲的に取り組めるようにお話のストーリーの中に活動を組み入れるなど工夫をしています。幼児期から主体性を培う保育・教育が大切であるという考えのもと、遊びを通して子ども自らが考え・決断・実行していく力を育てる保育活動をしています。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回 ( 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	7:30~19:00		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

- ・一時保育事業 (定員10名)
- ・子育て支援事業
- ・延長保育事業
- ・障がい児保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 3年 5月 31日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	7名	11名	17名	13名	27名
5歳児	6歳児	合 計			
25名	4名	105名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	1名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】 (令和 3年 5月 31日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	幼稚園教諭	保育教諭
常勤	16名	1名	1名	0名	11名
非常勤	15名	名	名	名	6名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	2名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	4名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	3名 ( 5名)
保育教諭	11名 ( 6名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)



【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m <sup>2</sup>
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			893 m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積			2,880 m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	23 年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積			m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

### 【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・令和 2 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）  
0 人（コロナ感染症対策のため受け入れ停止中）

#### ・ボランティアの業務

- ・ 保育活動の手伝い
- ・ 行事の準備や手伝い
- ・ 学校教育への協力

### 【実習生の受け入れ】

- ・令和 2 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 5 人

### 【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

・園の基本方針や利用条件・サービス内容等については、子どもの迎えの時に園長及び主幹等が保護者に声をかけ、親の意向などを聞いたり意見箱を設置する等、常時対応している。また、年に1回、父母会の活動についてや園の運営についてアンケートを実施し意見について回答や改善に向け対応している。

・年2回の参観日には、クラス懇談の時間をとり全体で話す機会を設けたり、年2回の個別懇談会では、担任と保護者が面談し家庭での様子や、子どもの成長において心配な点などを聞き、普段の保育に活かすようにしている。

・保育相談窓口(Opinion corner)を設置し、子育ての相談をはじめ、施設への要望や苦情等を受け付けたり、第三者委員への苦情申し出もできる体制を整えている。

### 【その他特記事項】

・平成19年栗山町立栗山保育所の民営化譲渡により、平成19年4月1日開園し、令和2年4月1日より「認定こども園」として新たにスタートをいたしました。生後9週より受け入れ、障がい児保育、延長保育、一時保育、子育て支援事業などを行っています。

・平成23年2月に新築した園舎は、吹き抜けから光が差し込む明るいホールと木のぬくもりが温かみを感じさせてくれます。2,880㎡の広々とした芝生の園庭では、ボール遊びや鬼ごっこなどをのびのびと楽しむことができます。大きな砂場と、小高くなった「万里の長城」と名付けられた築山の頂上には丸太のイスやテーブルがあり、子どもが能動的な活動と受動的な活動が出来るよう環境構成を行っており遊びの幅も広がります。

## 評価細目の第三者評価結果（保育所）

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人設立の理念「自然から学ぶ」、教育・保育方針「子どもの視点に立つ保育」を、内部文書、運営計画、全体的な計画・指導計画、入園のしおり、パンフレットに明示し、職員には会議、新採用職員研修会などで周知し、保護者等へは入園説明会で資料に基づき説明・周知し、行事等でも周知している。又、ホームページに記載し、各関係機関・団体などへパンフレットを置いて、周知に努めている。

#### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人本部及び法人の児童福祉部会が連携を図りながら情報交換や協議・検討を行って保育園の運営をしており、社会福祉事業全体の動向については、法人本部で把握し、施設長は町子ども子育て支援会議に参加して、「子ども子育て支援事業計画」など行政からの情報や関係機関・団体からの情報、見学者の情報を収集して園児数の推移やコスト分析など、地域情報を分析して法人本部へ報告している。法人本部は児童福祉部会議（園長会議、主任会議）で経営状況などを説明して共有している。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設長は、法人の児童福祉部会議（園長会議）や町子ども子育て支援会議、要保護児童対策地域協議会などに参加して課題を把握して職員に周知している。法人の園長会議には理事長など役員が参加して、施設長から経営課題・要望などを聴取している。施設長は職員の自己評価の結果、改善すべき課題について取り纏め職員全員で改善策の検討を行っている。

#### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人として、法人本部、児童福祉部会、高齢者福祉部会の3グループに分けて中・長期経営計画・収支計画（令和3年度から令和7年度）を策定し、組織体制、業務の効率化と円滑化、施設整備、保育の質の向上、人材募集と職員の育成、職場環境の整備などを計画している。年度ごとの具体的な数値目標が未設定の計画があり、年度ごとにどのような目標を達成して行くのかなどを読み取ることが難しい。実地状況の評価を行えるよう年度ごとの計画を明記することを期待する。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の運営計画は、中・長期計画の内容を踏まえたものとなっているが、中・長期計画の一部に年度毎の具体的な数値目標が設定されていない。数値目標や具体的成果を盛り込み、実施状況が評価できる計画の策定が望まれる。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	運営計画は各事業終了時に会議で反省評価を行い、次年度の計画についても話し合っている。法人の園長会議に役員などが出席して、施設長の意見・要望を基に協議や検討を行って法人本部で策定している。運営計画は全職員に配布している。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	入園説明会で、設立の理念、教育・保育目標、保育内容、安全対策、食事提供、年間の行事予定等を説明し、運営計画を玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、毎月発行する「園だより」に翌月の行事予定を掲載し、行事の詳細や日々の保育内容等は「園からのお知らせ」として、コミュニケーション用アプリで保護者等に周知している。事業計画の主な内容について、わかりやすい資料を作成して保育参観等で周知することが求められる。
---	-------------------------------------	---	--

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。園では保育園当時（平成28年）に第三者評価を受審し、評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えている。法人の自己評価実施要綱に基づき、職員は目標の設定などを行い、自己評価票を基に施設長と面談して保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	施設長は年度末に自己評価結果を分析して改善すべき課題について職員面談等で意見を聞いて取り纏め、課題を文書化し、職員全員で改善策の検討を行って法人本部と共有し、改善に取り組んでいる。改善すべき課題については、保護者等へ文書で知らせている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設長の役割と責任は、園運営規程に明文化し、職務分掌、運営組織図、重要事項説明書に明記して職員、保護者等に周知し、会議や園だよりで自らの役割と責任を表明している。法人の危機管理マニュアルに危機管理における指揮権順位を明記して施設長不在時の権限委任を明確にしている。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は行政からの通知や法人の園長会議、関係団体の会議などに参加して、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては保育の質を高める園内研究の実施、各マニュアルに遵守すべき法令の内容を盛り込み周知し、又、毎年テーマ（感染症、虐待防止、人権擁護など）を決めて遵守すべき法令等を周知している。施設長は必要に応じて法令遵守に関する研修などの園内研修を充実することが望まれる。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	施設長は法人の園長会議、関係団体等の会議に参加し、保育参観、個人懇談会などを行って園の良さや課題の把握に努め、会議で周知している。施設長は、職員の自己評価項目と視点（保育所の役割、保育計画及び評価、保育の内容など）を定め、自己評価の結果、面談等で改善すべき課題について、意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の中・長期経営計画に社会の変化に対応できる経営基盤の確立を明記して、コスト管理の徹底などによる経営効率の強化、外部委託内容の見直しによる効率化などを計画し、法人の園長会議に法人の役員が出席して経営状況、運営上の課題について説明し、施設長は会議で職員に周知している。コンピューター等の情報通信技術（ICT）を活用してコロナ禍における会議、研修会などを行っている。又、保育士の負担軽減等を目指し、行事の詳細や日々の保育内容等は「園からのお知らせ」として、コミュニケーション用アプリで保護者等に周知している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	施設長は在籍園児数などを基に、保育士配置基準確認表で法人本部に報告し、法人本部で園の要員計画を策定し、効率的な採用活動、人事管理、職員研修を行っている。法人の児童福祉部会（保育園部会）に採用推進委員会を設置し、求人サイトへの情報配信、養成校との連携、養成校訪問、説明会の企画推進など効率的な採用活動を行っている。又、園のホームページに採用・求人情報を掲載して必要な人材が確保されている。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記して、就業規則に人事基準及び表彰事由等が定められ、自己評価検討委員会を設置して、自己評価実施要綱に基づき、客観的、公正な評価の確保のため、一次評価者、二次評価者を定めて自己評価に合わせて人事評価し、個人面談を行って職員の意向・意見などを把握して、法人本部で総合的な人事管理を行っている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給休暇の取得状況等は、施設長又は主幹が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。施設長は職員と相談し易い体制に努め、悩み相談など必要に応じ個別面談を行っている。就業規則、職員倫理要綱にセクシャルハラスメントの禁止、パワーハラスメントの禁止を明記し、被害を受けた場合は、法人本部の専任部長が苦情・相談の窓口となっている。育児休業、要介護状態の家族を介護する介護休業、子の看護休暇、園親睦会による職員親睦、レクリエーション、結婚・出産記念品の贈呈など働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の自己評価実施要綱に基づき全職員を対象として自己評価を実施し、職員は毎年個人目標を立て、自己評価確認表に記入し、施設長が年間3回個人面談し、目標達成度の確認を行って職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人の職員研修実施要綱に「求める職員像」を明記し、法人の保育園部会に研修推進委員会を設置し、研修内容の検討、提案、分析等を行って、すべての職員を対象とした法人職員研修、管理職等研修、主任研修、中堅保育士研修、新採用職員研修などを行っている。コロナ禍によりZOOM研修や中止となった研修もある。受講者は研修報告書を作成して会議で報告し、次の研修計画に反映させている。園研究部で園内研修、園内研究について企画・推進している。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	施設長は、職員の知識・技能水準に合わせて個人別研修計画を立て、法人の研修（すべての職員を対象とした法人職員研修、管理職等研修、主任研修、中堅保育士研修、新採用職員研修など）、行政や関係機関が行う情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修報告書を作成して会議で報告し、次の研修計画に反映させている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	運営計画に実習生の受入れについて基本姿勢を明記し、大学、専門学校から受け入れている。教務部が窓口となり、実習担当者を配置し、主幹が指導者に対する研修を行い、実習生受入れマニュアルに基づき、保護者等への事前説明、オリエンテーションの実施、大学などとの連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページに、設立理念、沿革、社会福祉法人の現況報告書などについて公開している。園のホームページには施設概要、園の特徴、年間行事、保育の様子などを公開し、運営計画は玄関に備え置き閲覧できるようにしている。又、園に対しての要望・苦情等に関する相談窓口を玄関に掲示して、意見や苦情内容、改善内容について毎月、園だよりで保護者等へ報告している。第三者評価の評価結果については、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構ホームページで公開している。園の事業報告についても公開することが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に基づき施設長を出納責任者に任命し、事務処理指針に基づき、法人本部に月次報告すると共に、法人の専任部長の指導や税理士法人の会計指導・助言を得ている。園では小口現金の取り扱いのみとなっている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	法人の運営方針に「地域住民から期待される地域福祉の創造」を明記して、地域の高齢者福祉施設の方々と園児がゲームをしたり、遊戯やよさこいを披露したり、プレゼントの交換をしていたが、コロナ禍のため、ビデオレターを作成して送付し交流している。また、地域の夏祭りの情報を園だより等で知らせたり、町の芸術祭に園児の作品を展示するなど地域との関わりを深めている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	運営計画にボランティアの受入れについて基本姿勢を明記し、ボランティア受入れマニュアルに基づき活動の確認書、誓約書を交して受入れ態勢を整え、保育活動の手伝い、行事の準備や手伝い、町立介護福祉学校など学校教育への協力を行っている。現在はコロナ禍により受入れを自粛している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要な社会資源については、児童相談所、保健所、病院、学校、発達支援センター、その他関係機関などを機能別に分けて連絡方法を記載した資料を作成し事務室に備え置き職員に周知している。町子ども子育て支援会議や町要保護児童対策地域協議会、町特別支援教育推進協議会などに参加して課題や情報を共有して問題解決に当たっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	園が有する機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、就学前の子どもとその家族を対象に園を開放して、同年齢の園児たちと交流している。又、保護者同士の交流や情報交換などを通して子育て支援を行っている。就学前の在宅の子どもとその家族を対象に「のびのび広場」を行って、保育者が親子と一緒に遊べるものを企画したり、育児に関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会を提供している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者の子育て相談、電話による子育て相談、園開放時や「のびのび広場」開催時に保育に関する相談や情報を提供し、町子育て支援センター「スキップ」、町子ども発達サポートセンターなどから把握した地域の福祉ニーズに基づき、一時保育事業、延長保育事業、障害児保育事業、子育て支援事業を実施している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-1-1-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員配布の「全体的な計画・指導計画」、「運営計画」に保育理念や方針として「子どもの視点に立つ保育」、「個性の尊重」、「子ども主体の保育」等を明記して子どもを尊重した保育への職員理解に取り組んでいる。「運営計画」を玄関に備え置き閲覧できるようにして保護者理解を図る取り組みも行っている。倫理要綱策定や年度末実施の自己評価チェックから職員の人権擁護への意識状況を把握する取組を行いながら子どもの尊重や基本的人権への尊重対応に努めている。
29	Ⅲ-1-1-1-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	プライバシー保護や虐待防止のマニュアルを整備して職員の理解を図りながら保育に努めている。3歳以上の子どもが利用する洋式トイレは、奥行きから直線的な構造を入口にかけて丸みを加えた仕切りの工夫からプライバシー空間を作り上げている。お漏らしした子どもの対応として廊下に移動式仕切りコーナーを設置してプライバシーへの配慮に努めている。
Ⅲ-1-1-2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-1-2-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	見学者用パンフレットを作成し、関連機関への配布・配置を行っている。ホームページで法人の設立理念を明示し、ハード面の施設概要、ソフト面の施設内における日々と年間の流れをもとに、生活内容や行事内容等のわかりやすい情報発信に努めている。見学希望者には施設長や主幹が対応し、園の生活場面を案内・見学しながら説明を行い、質問等へ丁寧なわかりやすい対応に努めている。
31	Ⅲ-1-1-2-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園の説明対応として「運営計画」に説明会・個別面接日時、「入園のしおり」・「重要事項説明書」等の関係書類の明記を行い、同じ手順・内容になることに努め、説明後に保護者から各種同意書を得ている。進級時はコロナ禍ゆえ前年との各種変更点を「お知らせ」で保護者周知を行い、登降園時の声掛けから意向把握や同意を得る等の工夫に努めている。他国籍の保護者や不安を抱える保護者等へ配慮した説明が経験知をもとに丁寧に行われているが説明のルール化に期待したい。
32	Ⅲ-1-1-2-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	他の施設への移行時には、保護者の同意を得ながら子どもの発達状況や特に配慮が必要な事項等の施設間連絡が適切に行われている。家庭に移行する子どもについては、必要に応じて一時保育の利用提案の資料配布が行われているので、同時に、移行後の相談支援の担当者や方法について明記した資料等の手渡しの取り組みが期待される。
Ⅲ-1-1-3) 利用者満足の上向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-1-3-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保育場面のビデオ撮影する機会を設け、子どもの満足感を映像の表情により把握検討する方法を用いて保育の質の上向上に結び付ける取り組みを行っている。保護者については、定期的な個別懇談やクラス懇談の機会等を利用して、保護者視点の満足感の把握を目的とした対応にも取り組み、保育の質の上向上へ結び付ける仕組みが期待される。
Ⅲ-1-1-4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-1-4-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決体制は、対応の窓口から機能する仕組みを玄関ホールに掲示している。苦情を申し出やすいように意見や要望と伴に受け付ける方法として意見箱の名称で設置している。毎月発行する園だよりによって苦情を意見等と伴に保護者への公開に努めている。年度ごとには苦情解決委員会の報告としてホームページに公表して保育の質の上向上に取り組んでいる。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	日々の送迎時に保護者と対話やコミュニケーション用アプリの活用から信頼関係の構築に努め、苦情に至る前の要望や意見を受ける対応に努めている。玄関ホールに保育の相談を受ける窓口の掲示を行っているが、相談を受けた後の仕組みについては職員室掲示のみなので、保護者視点からの検討として、複数の相談方法や相談相手の選択の自由があること、わかりやすい周知等、対応の環境整備に取り組むことが期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの相談・意見・要望への対応マニュアルを整備し、保護者の申し出に対して組織的に取り組んでいる。日頃の保育活動のなかで保護者の意見の傾聴に努めて、定期的な園だよりの発行、参観日、個人懇談会、父母の会等の開催からも保護者の要望・意見を受けて迅速に取り組み、保育の質を高める対応に努めている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメントの仕組みは安全推進者の主幹等によるヒヤリ・ハットに対応する体制があり、日常的に確認の会で意識啓発を行い、重大な事例は委員会での対応の仕組みがある。職員によるヒヤリ・ハット報告書の提出直後に発生要因の分析、改善策・再発防止等の検討を行い全職員押印回覧で周知情報の蓄積を行っている。職員個人の反省を促したり、責任追及したりするためのものではないことに留意して、蓄積情報をもとに、職員参画のもとで定期的な要因の分析、改善策・再発防止等を検討する取り組みも求められる。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「危機管理マニュアル」と「感染症対応マニュアル」等から指揮権を明確にした管理体制の整備を行い、行政等の関係機関との情報交換・取得から感染流行に対する工夫に取り組んでいる。新型コロナ禍感染症対策も保護者移動の施設内ゾーニングの実施、職員室内の亚克力板の仕切りや座席の空間拡大など工夫する姿勢・対応から保護者と子ども達への理解・周知する取り組みに努めている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	隣接の消防署の立地条件を活かしながら「危機管理マニュアル」及び「非常災害対策計画」等を基に、役割分担において担当職員の不在も想定した指揮命令系、避難に最低限必要な職員体制、職員の参集及び配備基準を含めた行動基準、全児童と職員の安全と人数の確認の対応や園児引き渡し等を明記・策定し危機対応体制の整備に努めている。備蓄リストを作成し、頭部保護帽も子どもに応じた数量を参集しやすいホールの長いす内に納める等の備蓄管理に取り組んでいる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	保育の水準や内容の差異をなくすために基本的な部分の共通化として、年度ごとに職員へ配布する「運営計画」等の作成から標準的な実施方法の文章化に努めている。配布時には、職員への説明・周知から内容の研鑽等に取り組み、特に新人職員へは指導係の配置を行い標準的な実施方法の個別指導を行っている。中・長期計画の視点として「1人一人の職員が自己発揮」を明記し、保育の実践が画一的にならないように努めている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「運営計画」に年間の主な計画として、11月の検証・見直しの会議開催から3月の次年度の完成版作成等、組織的な見直しの仕組みを明記し、次年度の保育に活かせるように、職員や保護者から出た意向を組み入れるように努めている。職員は次年度の見直しに向けて手持ちの「運営計画」内に気づき点のメモを記入するなど、振り返り・修正等の意識を高く持っている。



Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b 「全体的な計画・指導計画」を基にした指導計画策定に取り組み、0~2歳児のアセスメントでは担当者協議を行い、ICTを活用した「姿勢の運動と移動」等の入力から、子ども一人ひとりの発達にもとづく保育の提供を行っている。支援困難ケースでは町子ども発達サポートセンター等と情報共有から障がい児個別指導案等を策定し、グレーゾーンや障がい児等への保育提供を行っている。期案・週日案の作成手順に、子どもの姿、保育者の願い、ねらい等の手順を定めているので保護者の意向把握と同意等を含んだ手順の検討も期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a 「運営計画」内に、「全体的な計画・指導計画」内容明示の全体的な計画、期のねらい、週のねらい、日のねらいをもとに、まず1ヶ月全体を見通して保育の構成を行いながら週日案の作成を行い、毎週一回前週の見直しを行って翌週の予定を主幹・施設長に提出する手順等を定めて組織的な対応を行っている。ICTも活用して指導案を立案し、定期的に振り返り・見直しの入力を行い主幹・施設長が総合的な管理を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 子どもの記録は施設で統一した様式を用い、ICTも活用しながら保育実施記録を入力し、記録の仕方については、その日の活動やねらいに沿った記述として、一人ひとりの姿を肯定的な視点からの記録することに取り組んでいる。職員で記録内容に差異が生じないよう「運営計画」に記録の要領を明記し、新人職員への支援として指導係を配置する仕組みを取っている。子どもの異変等、必要な情報は施設長に的確に届く仕組みが整備されている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 「個人情報安全管理マニュアル」を整備して個人情報安全管理委員会が機能する仕組みがあり、情報管理に関して、マニュアルの職員の遵守のための研修から、記録の保管や外部業者に委託するときは廃棄の検証まで等の個人情報への管理に努めている。プライバシーステートメントを入園のしおりに記載し、保護者に周知するとともに開示請求等にも対応できる体制を整えている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成			
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的計画は、各年齢の担任が指導計画を見直して年齢に合った活動内容や課題を出して反映できるようにしている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、子どもの保育と関連づけて作成している。町福祉課、子ども発達支援センター、町子育て支援センターなどと連携して、子どもの育ちを支える保育環境を整えている。地域の子育て支援は、地域の実態を考慮して地域開放事業として行っている。今後、地域の子育て支援、保護者支援は、本園の特色を生かして保育が実践できるよう全体的計画を編成することが望まれる。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	ホールは吹き抜けから光が差し込み明るく広々とした空間に、ままごとコーナーや絵本コーナー、ソファを設置している。ホールは乳児クラスと幼児クラスの真ん中にあるため子どもたちの交流の場や自由遊び、くつろぎの場となっている。トイレはドアがなく円形のしきりになっていて子どもが利用しやすく安全に配慮している。各保育室に空気清浄器、湿度、温度計があり、チェック表でチェックを行っている。遊んだ玩具は毎日、消毒し、布製品は洗ったり、殺菌庫で消毒したりして、消毒日誌でチェックをしている。みんなで共有するボールなどは、子どもたちが手の消毒をしてから遊んでいる。コロナ禍で工夫をして心地よく過ごせるよう環境を整えている。

<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児～2歳児は、日々の遊びや生活の子どもの様子から個別指導計画でねらいを立て、保育者のかかわりと援助につなげている。3歳児～5歳児は、発達経過記録で一人ひとりの子どもを把握しながら、個を大切に保育を展開できるようにしている。言葉じりが強いことや、呼びすてにしないよう職員間でその都度声をかけあっていける雰囲気づくりをしている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年間保健指導計画は、1ヶ月半～4ヶ月未満、4ヶ月～6ヶ月未満等、月齢ごとに分けて乳児から幼児へとつないで健康、安全、食事、排泄、着脱などの基本的な生活習慣が身につけられるよう立てている。子どもが自分でやろうとする気持ちを受け入れて、子どものできないところを援助したり、見守ったり、職員間で共有してかわれるようにしている。トイレトレーニングは、保護者の意向を聞きながら無理なく進めている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>本園は木々や築山など自然に囲まれた広々とした園庭や吹き抜けになっている開放的なホール、各保育室から園庭に出られるなど環境を整えている。園庭は異年齢の子どもの交流の場となっていて、恵まれた環境を生かして保育を展開している。自由遊びの中から子どもの思いや言葉をキャッチして、興味関心に沿った保育活動を心がけている。高齢者施設への訪問は、コロナ禍のためビデオレター（DVD）で、遊戯やメッセージを送っている。高校生とは、子どもとかかわりふれあい遊びを年2回行っている。コロナ禍では、足じゃんけんや電車リレーなどゲームの工夫をして交流している。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>月齢別指導計画は、産休後1ヶ月半～4ヶ月未満、4ヶ月～6ヶ月未満等、月齢に沿って健康、食事、排泄、遊び等、環境構成や保育者の援助を細やかに立てている。この指導計画をもとに子ども一人ひとりに合わせた個別指導計画を作成している。日々の保育では子どもに話しかけることを心がけている。保護者とは連絡帳（コミュニケーション用アプリ）で子どもの様子等の連絡を取るとともに送迎時のコミュニケーションを大切にしている。特に離乳食は担任、栄養士、家庭と連携して進めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>指導計画で食事、排泄、着脱、健康の環境構成をもとに保育者の援助、反省評価を行い日々の保育につなげている。個別計画では、生活や遊びのねらいを立て、子ども一人ひとりに合った援助ができるようにしている。子どもの遊びの様子や月齢差を見ながら、ままごとコーナー、絵本コーナーなど設定し、子どもが選んで遊べるよう配慮している。園庭遊びは、子どもの興味にそった遊びができるようコーンを置くなど工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが自分なりに表現できるように、保育者が遊びに入って働きかけ自分から考えてやってみようとする意欲につながるよう工夫をしている。集団に入っていけない子どもには、こまめに声かけをして誘い、かかわって遊べるようきっかけづくりをしている。指導計画は期のねらいから各週のねらいを立て、養護（生命の保持、情緒の安定）、教育（健康、人間関係、環境、言葉、表現）をもとに反省、評価をして次期の保育に生かせるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>町子ども発達サポートセンターに通っている障害のある子どもへの対応は、必要に応じて助言や相談を受け子どもの発達を援助している。保護者と連携して園の子どもの様子等を共有している。町子ども発達サポートセンターに通っていない配慮を必要とする子どもへの対応は、保健師と連携して町子ども発達サポートセンターや町子育て支援センターにつなげていけるようにするとともに、巡回支援専門員による相談や助言を年2回受けて保育の見直しをしている。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>ディリープログラムは、設定保育、自由遊び、静かな遊びなどバランスを取った保育を展開できるようにしている。夕方16時から幼児は合間で園庭やホールなどで遊び、17時30分にクールダウンして18時ごろ人数が少なくなつてから乳児の部屋へ移行している。マットやソファなどくつろげるスペースを設けている。朝夕の登降園時間帯は職員が玄関で子どもの様子や保護者対応をしている。保育士間の引継ぎはクラスノートに記入して共有し保護者と連携を取っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>就学時指導連絡会に参加して、主に障害のある子どもや配慮を必要とする子どもについて情報交換をしている。3月に保育所児童保育要録を小学校に持参して、教員と子どもの引継ぎを行い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、園で考慮して指導してきた子どもの様子を伝えている。5歳児は、児童センターを利用して小学生と遊んだり、学童のお店屋さん招待されて交流をしたりしている。小学校教員の園見学を設けて、子どもの様子を知ってもらう機会としていたがコロナ禍で実施していない。5歳児は、2月に小学校見学を行っている。今後、コロナ禍の状況を見ながら近隣にある小学校の環境を生かして、小学生と交流する機会を持つことが期待される。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>「保健編」では、毎日の健康観察のチェックポイント、体調がいつもより不調な子どものチェックポイント等整え、それにもとづいて援助できるようにしている。乳幼児突然死症候群(SIDS)は0歳児は5分ごとに、1歳児から10分ごとに睡眠時のチェックを行い、うつぶせ寝から仰向け寝へのチェックをしてチェック表に記入している。主幹保育者が午睡時に見回り確認をしている。チェック表は、毎日提出して小さい子会議(0歳児～1歳児)で、チェック表をもとに状況を伝えている。今後、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を職員に周知するだけでなく、それにもとづいた実地訓練を定期的に行うことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>	<p>健康診断、歯科健診は「運営計画」にもとづいて行っている。保護者からの質問は事前に聞き取っている。診断結果は連絡帳(コミュニケーション用アプリ)で保護者に配信している。診断結果に心配なことがあった場合や保護者の質問等は担任が口頭で伝えている。子どもには虫歯予防や歯みがきの仕方など紙芝居や絵本を通して関心が持てるようにしている。今後、健診結果は全職員に周知して共有していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについては、「食物アレルギー対応マニュアル」をもとに医師の診断、指示を得て対応している。アレルギー食の提供は、厨房での受け取り時に調理員、栄養士、担任とチェック表でチェックをして、クラスでチェックを行っている。アレルギー食はトレーにのせてラップをかけて名札をのせ、わかるようにしている。子どもが食べる時にラップをはずしている。保護者とは1ヶ月ごとに献立表で栄養士、担任と確認をしている。アレルギー研修は年1回栄養士、アレルギー児対象クラス担任が参加して職員と共有している。今後、アナフィラキシーショックへの対応については、エビベン使用含めて理解して職員が身につけていくことが望まれる。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画は、離乳期、幼児食移行期、1歳児、2歳児等、各年齢児にそって立て、保育の指導計画に位置づけている。枝豆、とうもろこし、じゃがいも、かぼちゃなどの菜園活動を行っている。子どもと収穫をして、枝豆で、きな粉マカロニにしたり、じゃがいもバターやいももち、かぼちゃだんごづくりをしたりしている。廊下や4・5歳児の保育室に食育ボードがあり、食器の置き方や食べ物の栄養等、遊びながら学べる工夫をしている。保護者には給食のサンプル、食育レシポの掲示をして食育への関心を促している。保護者参観日に試食会を設けてアンケートを取っていたが、コロナ禍で中止になったため、今後、食に関するアンケートを取ること検討している。</p>

<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食会議で検食簿の記載の内容等をもとに味つけや固さ、色合いの話をして改善、工夫をしている。栄養士が子どもの食べ具合や様子を把握して献立、調理に反映している。食育計画に、行事を位置づけて環境構成、食育に関する指導内容など盛り込んで食文化等に関心が持てるようにしている。衛生管理マニュアルにもとづき、施設長を運営管理責任者として衛生管理体制を整えている。</p>
--	----------	--

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者とは送迎時のコミュニケーションを大切にしながら、連絡帳（コミュニケーション用アプリ）で情報交換をするとともに、子どもの遊びの様子を毎日、写真で配信している。園だより、クラスだより（月に2名ずつ子ども一人ひとりのエピソードを載せている）を発行している。1クラスずつ保育参観日とクラス懇談会を設けて、コロナ禍の中で工夫しながら保護者と連携を行っている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者からの相談、援助についての役割分担は「運営計画」に明記し、相談内容によって担任、主幹、施設長と支援体制を整え組織で対応できるようにしている。子育て支援に有効な情報等は、ポスターを掲示して知らせている。保護者との相談内容等は、記録をして確認の会や回覧で職員と共有している。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>町福祉課による「おやおや安心サポートシステム」は、子育て困難家庭や虐待の危険性がある親子の早期発見と適切な支援を行うことをねらいとして、年1回安心サポート票に全園児の調査を行い報告をしている。「おやおや安心サポートシステム」や「虐待への対応について」の研修を受けて全職員で共有している。家庭での虐待等権利侵害となる兆候が見られる場合は、個別相談票をもとに保健師と連携して経過観察を行っている。虐待防止マニュアルの早期発見のためのチェックリスト等をもとに日々の子どもの様子等の把握に努めている。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>保育者の自己評価は、自己評価チェック表で保育の振り返りを毎年行い、自らの目標や課題につなげている。保育者の自己評価にもとづいて評価の低いところを園全体の課題にあけて、災害の対応や避難訓練についてとっさに判断できるように改善を行っている。保育者の学び合いとしては、園内研究を通して保育観察やビデオ等で保育実践を振り返り、子どもの育ちにあった対応について保育者間で話し合い保育実践を積み重ねている。日々の保育に生かせるように、今年度は「子どもの育ちや発達にあった活動」を、園内研究のテーマにして保育の質の向上につなげている。</p>